

問い合わせの多い質問と回答を紹介

質問

私は昨年1年間の公的年金収入が300万円、他の所得はありません。また、年金の源泉徴収票に記載されている控除以外に控除の追加もありません。申告は必要ですか？

回答

《所得税の確定申告について》
公的年金収入が400万円以下で、かつ、その他の所得が20万円以下の場合で、追加する控除がなく、また、所得税の還付が発生しないときは、所得税の確定申告は必要ありません。

質問

私は昨年1年間の公的年金収入が280万円、他の所得はありません。年金の源泉徴収票に記載のない生命保険料控除や医療費控除を追加したいと思っています。申告は必要ですか？

回答

《所得税の確定申告について》
公的年金収入が400万円以下で、かつ、その他の所得が20万円以下の場合、所得税の確定申告をする義務はありませんが、所得税の還付が発生する場合は、確定申告をすることができま

《市・府民税の申告について》

所得税の確定申告をした場合は、市・府民税の申告は必要ありません。確定申告をしない場合は、年金の源泉徴収票に記載のない控除を追加して市・府民税の計算に反映させるために、市・府民税の申告をする必要があります。



《市・府民税の申告について》
年金の源泉徴収票に記載されている控除以外に追加する控除がない場合、市・府民税の申告は必要ありません。

市の財産を売却

楽天㈱のインターネット公有財産売却システム（官公庁オークション）を利用した公有財産売却の一般競争入札を実施します。

【物件】

- ◆物品…スキャナー1台、スピーカー1台
- ◆宅地(市内字朝来中小字八田 170-38、313.75 平方)

【公有財産売却の入札の流れ】

①参加仮申し込み

楽天㈱の官公庁オークション（http://public.auction.rakuten.co.jp/sys/）にアクセスし、参加仮申し込みの手続きを。楽天市場のIDが必要。申込期限は2月12日（火）17時。

②参加本申し込み

所定の用紙(管財契約課に備え付け。市ホームページからダウンロード可)に必要事項を記入し、入札保証金(予定価格の1/10以上で市が定める額)を納付のうえ、同課へ提出(落札できなかった場合は返還)。申込期限は2月20日（水）17時。

③入札

楽天㈱の官公庁オークションにアクセスし、入札価格を登録。

◆入札期間…2月22日（金）13時～3月4日（月）13時

◆形式…入札形式（1回のみ登録可）

④落札者決定

3月6日（水）
落札者の決定後、落札通知や手続きなどを案内。

▶詳しくは、管財契約課（☎66・1045）へ。

公共施設の自動販売機設置事業者を募集

公共施設への自動販売機設置事業者の選定について、一般競争入札を実施します。

【設置期間】4月1日（月）～来年3月31日（月）

【設置場所】リサイクルプラザほか10施設

【自動販売機の種類】

- ◆清涼飲料水
- ◆アイスクリーム

【申し込み方法】所定の用紙(管財契約課に備え付け。市ホームページからダウンロード可)に必要書類を添えて、2月8日（金）までに郵送か持参で同課へ。

【落札候補者の決定】2月13日（水）。ファクス、郵送で通知書を送付(落札候補者のみ)。

▶詳しくは、管財契約課（☎66・1045）へ。

放課後児童クラブの利用申し込み

4月からの放課後児童クラブの利用申し込みを受け付けます。

対象や利用の要件などは次のとおり。

◆対象 新1年生～3年生

◆利用の要件 放課後や土曜日・長期休業期間に共働きなどで保護者が家庭にいない児童

◆利用施設 ()内は定員

◆児童センターふたば(30人)

◆なかすじ保育園(20人)

◆新舞鶴・三笠・倉梯・倉梯第二・与保呂・志楽・朝来・中舞鶴・明倫・吉原・余内・池内・中筋・福井・高野・岡田小学校区の児童クラブ(各20人)(新舞鶴・倉梯・志楽・明倫・余内・中筋小学校区は各2クラブを設置)

◆利用時間 放課後～18時30分(土曜日や長期休業期間などは8時～18時30分)

◆利用料 月額6,000円(兄弟姉妹が同時に利用する場合、2人目から半額)。おやつ代や保険料などが別途必要。

◆申し込み方法 所定の用紙(各児童クラブ、子ども支援課、西支所庶務係に備え付け。市ホームページからダウンロード可)に必要事項を記入し、2月12日（火）までに希望の児童クラブへ提出。同課、同係の窓口でも可。

◆利用者の決定 多数の場合は、保護者の勤務や児童の状況などを考慮し決定。

▶詳しくは、子ども支援課（☎66・1008）へ。

障害者施策推進協議会の委員が決定

障害者に関する施策の総合的・計画的な推進について、調査・審議などを行う協議会の委員(20人)が決定しました。

委員の皆さんは次のとおりです(敬称略。50音順)。

- ◆泉高男 ◆伊庭節子 ◆清本隆行
- ◆小林舜治 ◆新谷篤則 ◆鈴木令子
- ◆隅山充樹 ◆田中国雄 ◆田中正人
- ◆長柄さゆり ◆長谷川順市 ◆藤井康徳
- ◆松井博 ◆松岡正人 ◆峰島厚
- ◆村尾幸作 ◆室木義治 ◆森田諭
- ◆弓削マリ子 ◆吉田光廣

▶詳しくは、障害福祉課（☎66・1033、FAX62・7957）へ。

市・府民税の控除の要件と控除額

平成24年中に保険料や医療費などを支払った年金受給者や寡婦・寡夫・障害者などが申告により控除が受けられる場合の要件と控除額は次のとおり(控除額は、市・府民税の控除額)。

支払った保険料・医療費	控除額	要件	控除額
健康保険料 介護保険料 国民年金保険料	支払った額	夫と死別・離婚か生死不明で、 控除対象扶養親族がいる	26万円
一般生命保険料 介護医療保険料 個人年金保険料	◆新契約(平成24年1月1日以降の契約) それぞれ最高28,000円 (合計上限70,000円) ◆旧契約(平成23年12月31日以前の契約) それぞれ最高35,000円 (合計上限70,000円)	夫と死別か生死不明で 24年中の所得金額が500万円以下	26万円
地震保険料	最高25,000円	夫と死別・離婚・生死不明で 控除対象扶養親族である子を有し、 24年中の所得金額が500万円以下	30万円
医療費	支払った医療費から生命保険の給付金などを除いた額のうち24年中の所得金額の5%に相当する額(最高10万円)を超えた額	妻と死別・離婚か生死不明で、 控除対象扶養親族である子を有し、 24年中の所得金額が500万円以下	26万円
		次のいずれかに該当 ◆障害者手帳や戦傷病者手帳などの 交付を受けている ◆65歳以上で福祉事務所長の 「障害者控除対象者認定書」を受けている	26万円 (重度の 障害は 30万円)

◆非課税になる場合も

平成24年中の所得金額が125万円(65歳以上で公的年金収入のみの場合は年金収入金額245万円)以下の寡婦・寡夫・障害者は、市・府民税が非課税になります。 ▶詳しくは、税務課（☎66・1026）へ。

口座振替のご利用を

市税や国民健康保険料などの納付には、納め忘れがなく便利な口座振替をぜひご利用ください。

申し込みは、通帳と届出印、納税(納入)通知書を持って金融機関か郵便局の窓口へ。

▶詳しくは、税務課（☎66・1025）へ。

電子申告には電子証明書が必要

「国税電子申告・納税システム(e-Tax)」を利用して電子申告を行う場合は、電子証明書が必要。証明書は、市役所で発行する住民基本台帳カードに記録します(手数料が必要)。

【発行窓口】市民課、西支所市民・年金係

▶詳しくは、同課（☎66・1001）、同係（☎77・2252）へ。